

次期神戸市障がい者プランの策定

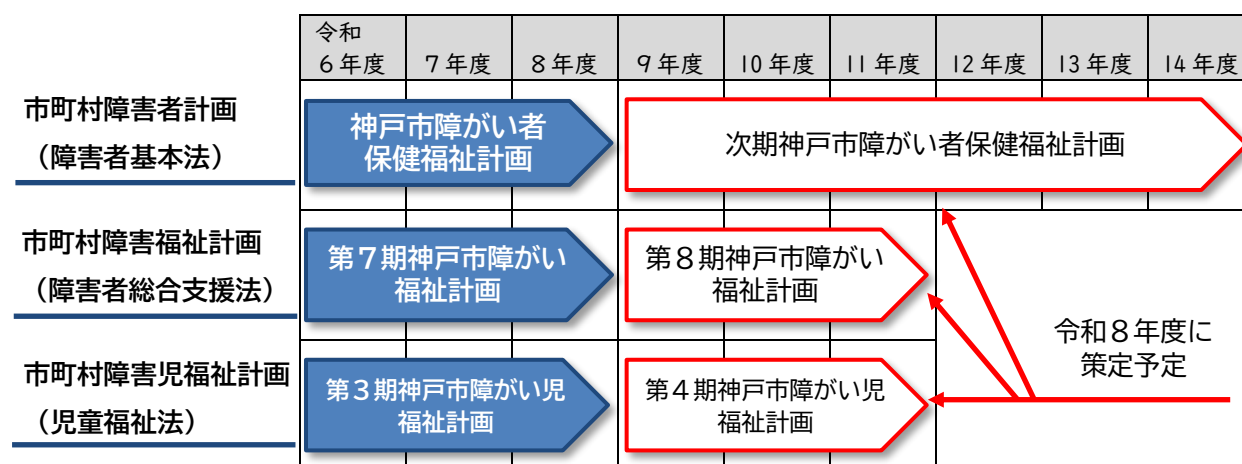
1. 神戸市障がい者プランについて

(1) 計画の概要

神戸市障がい者プランは以下の3計画で構成されている。

計画名	根拠法	計画期間	計画の概要
神戸市障がい者保健福祉計画	障害者基本法	6年	本市の障がい福祉施策の理念や施策の方向性を示すもの。
神戸市障がい福祉計画	障害者総合支援法	3年	障害福祉サービスや、相談支援など、具体的なサービスについて見込み量と確保の方策を示すもの。
神戸市障がい児福祉計画	児童福祉法	3年	

(2) 計画期間のイメージ



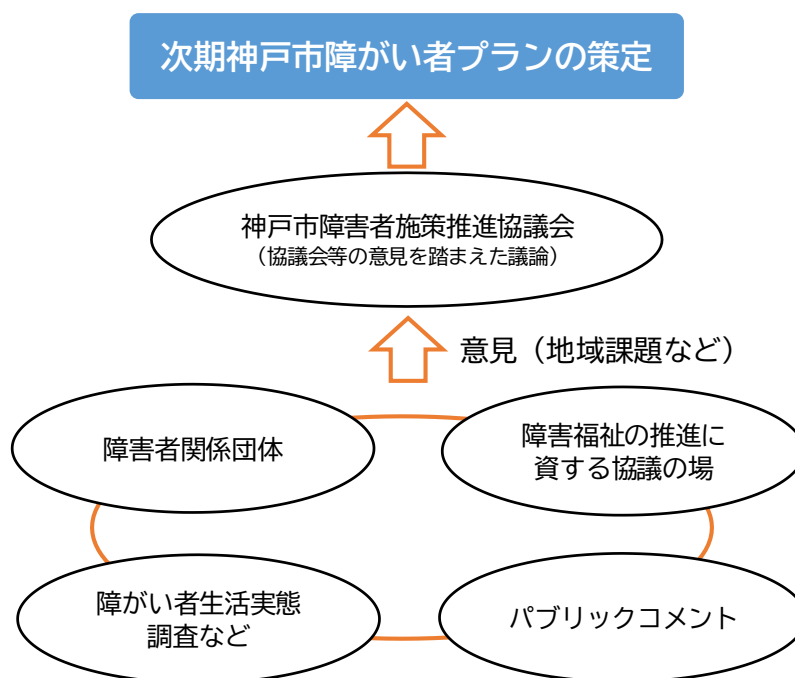
- ・ 現行の神戸市障がい者プランの計画期間は令和8年度まで。
- ・ 今年度中に、次期神戸市障がい者プランの策定を予定している。

2. 次期神戸市障がい者プラン策定の流れ

本計画策定に向けた審議は、障害福祉に造詣の深い学識経験者や障害者当事者団体、障害者を支援する団体などの委員で構成する「神戸市障害者施策推進協議会」で行う。

また、地域の実情を把握するため、障害者関係団体との意見交換を行うとともに、神戸市自立支援協議会や発達障害児（者）支援地域協議会、神戸市療育ネットワーク会議など、障害福祉の推進に資する協議の場から意見聴取を行う。

<イメージ図>



3. 分科会の開催

(1) 目的

次期神戸市障がい者プランの策定にあたり、神戸市障害者施策推進協議会の分科会として、学識経験者と障害者支援団体の代表者で構成する分科会を計2回、開催する。

分科会は、本市における総量規制の実施（特に、総量規制の例外対応）について協議を行い、意見を集約することを目的とする。

<参考> 国の動向

「障害福祉サービス等は、給付費がほぼ全額公費でまかなわれていることや、国費に係る自治体間の公平性の観点なども踏まえれば、一定程度、地域差を是正し、質を確保しつつ、供給が計画的かつ効率的に行われるような方策が必要」と見解を示し、以下の対応を要請。

- ①計画で定める「必要な量の見込み」の算定の際、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること。
- ②いわゆる総量規制を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること。

なお、総量規制の実施にあたっては、重度対応などの個別ニーズについて計画に定めることと、個別ニーズに対応する事業所を総量規制の対象外（例外対応）とすることができる。

(2) 委員案(12名) ※五十音順、敬称略

石橋 宏昭	障害者問題を考える兵庫県連絡会議 事務局長
井上 義治	兵庫障害者連絡協議会 会長
猪川 俊博	神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 理事長
岩居 昭生	特定非営利活動法人 神戸市精神障がい者家族会連合会 理事長
植戸 貴子	神戸女子大学 教授
後藤 久美子	一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会 会長
高野 清	社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会 理事長
丸山 博徳	神戸市知的障害者施設連盟 会長
柳瀬 琢彦	神戸市身体障害者施設連盟 会長
山内 由香	神戸市重度心身障害児(者)父母の会 会長
山田 哲郎	特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 幹事
與那嶺 司	武庫川女子大学 教授

4. スケジュール(案)

令和8年

- 7月30日 第1回障害者施策推進協議会
- 8月～9月 障害者関係団体との意見交換
- 9月1日 第2回障害者施策推進協議会(協議の場からの意見・計画骨子報告)
- 10月6日 第1回分科会
- 10月26日 第2回分科会
- 11月16日 第3回障害者施策推進協議会(協議の場からの意見・計画素案報告)
- 12月 パブリックコメント開始

令和9年

- 1月 パブリックコメント終了
- 1月下旬～2月上旬 第4回障害者施策推進協議会(計画最終案の承認)
- 3月 計画(次期神戸市障がい者プラン)の策定・公表

5. 障がい者を取りまく現状

(1) 現行神戸市障がい者プラン策定後に改正・制定された主な法令等

法律	改正等の趣旨・目的	見直し等の内容(主なもの)
社会福祉法(改正) (令和3年4月施行)	市町村の包括的な支援体制の構築の支援	重層的支援体制整備事業の創設
(令和9年4月施行)	質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立	福祉人材の安定的な確保及び定着支援
バリアフリー法(改正) (令和3年4月施行)	事業者の適切な介助や設備利用、自治体による共生社会の推進	・公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設 ・優先席・車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用市町村等による「心のバリアフリー」を推進
(令和7年6月施行)	公共施設での利便性向上	・多目的トイレの設置義務化 ・駐車場の基準見直し(車椅子利用者用の駐車施設など) ・劇場等の客席スペース等のバリアフリー基準
災害対策基本法(改正) (令和3年5月施行)	災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化	避難行動要支援者の個別避難計画について市町村に作成を努力義務化
医療的ケア児支援法 (令和3年9月施行)	医療的ケア児の健やかな成長、その家族の離職の防止	・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念の法定化 ・国・地方公共団体、保育所の設置者等、学校の設置者の責務の明文化
デジタル社会形成基本法(令和3年9月施行)	デジタル技術の恩恵をすべての国民が享受できる社会を目指す	・障害の有無などの心身の状態によって生じるデジタル活用の機会や能力の格差を是正するための措置
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (令和4年5月施行)	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進	・国・地方公共団体における、障害者による情報の取得・利用、意思疎通に関する施策の策定、実施義務
難病法(改正) (令和5年10月施行)	症状が重症化した場合に円滑に医療費助成を受けられる仕組みの整備	・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ・障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備
障害者総合支援法 (改正) (令和6年4月施行、一部は令和5年4月施行)	障害者等の地域生活や就労の支援の強化等による障害者等の希望する生活の実現	・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ・精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

法律	改正等の趣旨・目的	見直し等の内容(主なもの)
障害者雇用促進法 (改正) (令和6年4月施行、一部は令和5年4月施行)	障害者雇用の質の向上の推進	・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ・週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例 ・障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し、納付金助成金の新設・拡充等
精神保健福祉法(改正) (令和6年4月施行、一部は令和5年4月施行)	精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備	・医療保護入院の見直し ・入院者訪問支援事業の創設 ・医療機関における虐待防止の措置の義務化、虐待を発見した者(業務従事者)から都道府県等への通報の義務化
障害者差別解消法 (改正) (令和6年4月施行)	障害を理由とする差別の解消の一層の推進	・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が「努力義務」から「義務」化。 ・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
児童福祉法(改正) (令和6年4月施行)	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化	・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化 ・障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化
手話施策推進法 (令和7年6月施行)	手話に関する施策の総合的な推進	・手話の習得の支援 ・手話文化の保存・継承・発展 ・手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
高次脳機能障害者支援法 (令和8年4月施行)	高次脳機能障害への理解促進と、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための支援体制の整備	・高次脳機能障害者及び家族等への支援 ・高次脳機能障害者支援センターの設置 ・専門的な医療機関の確保 ・高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

(2) 障害者手帳の所持者数の状況

令和7年度の障害者手帳所持者数は 116,261 人となっています。手帳所持者数、人口に占める割合は年々微増傾向にあります。障害種別では、身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

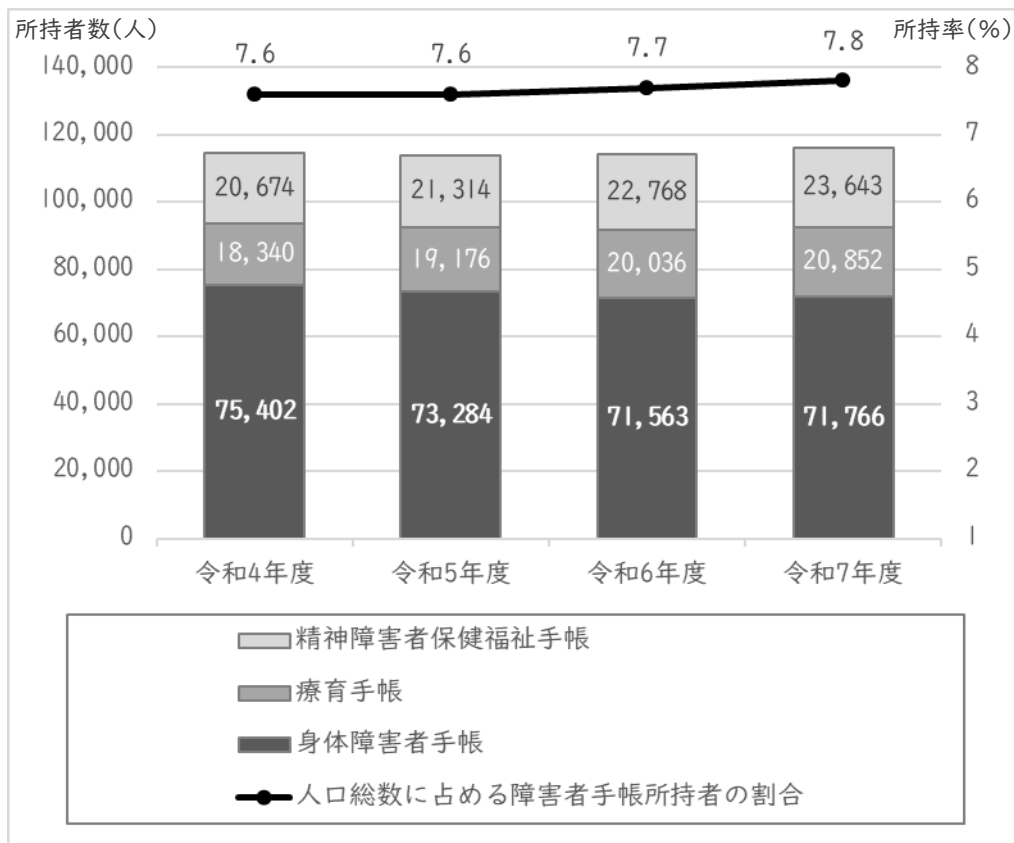
■障害者手帳所持者の状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障害者手帳所持者総数(人)		114,416	113,774	114,367	116,261
身体障害者手帳	人数(人)	75,402	73,284	71,563	71,766
	割合(%)	65.9	64.4	62.6	61.7
療育手帳	人数(人)	18,340	19,176	20,036	20,852
	割合(%)	16.0	16.9	17.5	17.9
精神障害者 保健福祉手帳	人数(人)	20,674	21,314	22,768	23,643
	割合(%)	18.1	18.7	19.9	20.3
人口総数(人)		1,503,386	1,494,661	1,487,741	1,481,773
人口総数に占める 障害者手帳所持者の割合(%)		7.6	7.6	7.7	7.8

資料：神戸市（各年度末時点）

注：障害者手帳所持者総数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計

■手帳所持者数と総人口に占める所持率の推移



(3) 身体障がい者の状況

①年齢別・障がい部位別の身体障害者手帳所持者数・割合

令和7年度で身体障害者手帳所持者は、18歳未満で915人、18歳以上で70,851人となっています。障がい部位別でみると、肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障がいとなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
肢体	人数(人)	617	587	582	563	40,608	39,122	37,774	37,654
	割合(%)	61.6	61.5	61.3	61.5	54.6	54.1	53.5	53.1
視覚	人数(人)	32	34	32	32	5,635	5,592	5,614	5,734
	割合(%)	3.2	3.6	3.4	3.5	7.6	7.7	8.0	8.1
聴覚	人数(人)	135	129	129	124	6,034	5,872	5,767	5,879
	割合(%)	13.5	13.5	13.6	13.5	8.1	8.1	8.2	8.3
言語	人数(人)	5	4	6	6	828	820	806	780
	割合(%)	0.5	0.4	0.6	0.7	1.1	1.1	1.1	1.1
内部	人数(人)	212	200	200	190	21,296	20,926	20,653	20,804
	割合(%)	21.2	21.0	21.1	20.8	28.6	28.9	29.2	29.3
合計		1,001	954	949	915	74,401	72,330	70,614	70,851

資料：神戸市（各年度末時点）

②等級別身体障害者手帳所持者数・割合

令和7年度で等級別にみると、1級が最も高く26.3%、次いで4級が24.1%となっています。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級	人数(人)	20,269	19,649	19,069	18,847
	割合(%)	26.9	26.8	26.6	26.3
2級	人数(人)	11,568	11,118	10,862	10,770
	割合(%)	15.3	15.2	15.2	15.0
3級	人数(人)	12,892	12,562	12,354	12,317
	割合(%)	17.1	17.1	17.3	17.2
4級	人数(人)	18,483	17,913	17,425	17,312
	割合(%)	24.5	24.4	24.3	24.1
5級	人数(人)	7,402	7,332	7,148	7,706
	割合(%)	9.8	10.0	10.0	10.7
6級	人数(人)	4,788	4,710	4,705	4,814
	割合(%)	6.3	6.4	6.6	6.7
合計		75,402	73,284	71,563	71,766

資料：神戸市（各年度末時点）

（４）知的障がい者の状況

①判定別・年齢別療育手帳所持者数・割合

令和7年度で、療育手帳所持者数は、18歳未満が7,186人、18歳以上が13,666人となっています。判定別にみると、18歳未満では、B2の割合が高くなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A	人数(人)	878	902	927	938	4,070	4,115	4,152	4,167
	割合(%)	14.3	13.8	13.5	13.1	33.3	32.6	31.5	30.5
B1	人数(人)	878	887	864	902	3,077	3,155	3,254	3,328
	割合(%)	14.3	13.6	12.6	12.6	25.2	25.0	24.7	24.3
B2	人数(人)	4,379	4,747	5,077	5,346	5,058	5,370	5,762	6,171
	割合(%)	71.4	72.6	73.9	74.4	41.4	42.5	43.8	45.2
合計		6,135	6,536	6,868	7,186	12,205	12,640	13,168	13,666

資料：神戸市（各年度末時点）

(5) 精神障がい者の状況

①等級別・年齢別精神保健福祉手帳所持者数・割合

令和7年度で、精神保健福祉手帳保持者数は、18歳未満が523人、18歳以上が23,120人となっています。等級別にみると、18歳未満では3級が、18歳以上では2級が最も高くなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級	人数(人)	7	7	9	9	1,317	1,279	1,272	1,205
	割合(%)	1.7	1.5	1.7	1.7	6.5	6.1	5.7	5.2
2級	人数(人)	154	181	173	142	11,927	12,219	12,844	13,081
	割合(%)	37.7	39.4	33.1	27.2	58.9	58.6	57.7	56.6
3級	人数(人)	247	271	341	372	7,022	7,357	8,129	8,834
	割合(%)	60.5	59.0	65.2	71.1	34.6	35.3	36.5	38.2
合計		408	459	523	523	20,266	20,855	22,245	23,120

資料：神戸市（各年度末時点）

(6) 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者は、令和7年度で15,761人となっています。60歳以上が約6割を占めています

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
20歳未満	人数(人)	54	51	41	42
	割合(%)	0.4	0.4	0.3	0.3
20歳～60歳未満	人数(人)	5,616	5,719	6,004	6,275
	割合(%)	40.7	40.3	40.2	39.8
60歳以上	人数(人)	8,124	8,428	8,893	9,444
	割合(%)	58.9	59.4	59.5	59.9
合計		13,794	14,198	14,938	15,761

資料：神戸市（各年度末）

注：指定難病数は、令和6年3月まで338疾病、令和6年4月～令和7年3月まで341疾病、令和7年4月から348疾病である。

(7) 障がい支援区分の認定状況

令和7年度で、支援区分認定者の合計は、13,674人となっています。区分別では、区分6が最も高く24.4%、次いで区分3が22.1%となっています。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
非該当	人数(人)	1	3	1	1
	割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
区分1	人数(人)	158	158	155	152
	割合(%)	1.3	1.3	1.2	1.1
区分2	人数(人)	2,640	2,811	2,990	2,996
	割合(%)	22.1	22.4	22.7	21.9
区分3	人数(人)	2,556	2,675	2,831	3,019
	割合(%)	21.4	21.3	21.5	22.1
区分4	人数(人)	2,025	2,147	2,273	2,366
	割合(%)	17.0	17.1	17.3	17.3
区分5	人数(人)	1,548	1,639	1,719	1,800
	割合(%)	13.0	13.1	13.1	13.2
区分6	人数(人)	3,004	3,108	3,202	3,340
	割合(%)	25.2	24.8	24.3	24.4
合計		11,932	12,541	13,171	13,674

資料：神戸市（各年度末時点）

令和7年度で種別ごとに支援区分認定者をみると、身体障がい、知的障がい、重複は区分6、精神障がいは区分2、難病は区分2の割合が最も高くなっています。

		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	人数(人)	1	30	199	660	422	451	981	2,744
	割合(%)	0.0	0.2	1.5	4.8	3.1	3.3	7.2	20.1
知的	人数(人)	0	58	775	922	1,189	1,017	1,390	5,351
	割合(%)	0.0	0.4	5.7	6.7	8.7	7.4	10.2	39.1
精神	人数(人)	0	60	1,943	1,325	627	157	66	4,178
	割合(%)	0.0	0.4	14.2	9.7	4.6	1.1	0.5	30.6
難病	人数(人)	0	1	17	5	5	2	4	34
	割合(%)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
重複	人数(人)	0	3	62	107	123	173	899	1,367
	割合(%)	0.0	0.0	0.5	0.8	0.9	1.3	6.6	10.0

資料：神戸市（令和7年度末）